

中間とりまとめのためのたたき台(5)

第1 失踪宣告関係事件

- ① 裁判所は、失踪の宣告に関する審判事件（注1）について、不在者等（不在者及び失踪者（注2）をいう。以下同じ。）が生存していたと認められる最後の時点において、不在者等が日本国内に住所を有していたとき又は日本の国籍を有していたときは、管轄権を有するものとする。
- ② ①に規定する場合に該当しないときであっても、裁判所は、失踪の宣告の審判事件について、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有し、それぞれ当該各号に掲げるものについてのみ失踪の宣告をすることができるものとする。
- 一 不在者の財産が日本国内にあるとき 当該財産
 - 二 不在者に関する法律関係が日本法によるべきときその他法律関係の性質、当事者の住所又は国籍その他の事情に照らして日本に関係があるとき 当該法律関係
- ③ ①に規定する場合に該当しないときであっても、裁判所は、失踪の宣告の取消しの審判事件について、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。
- 一 日本において失踪の宣告があったとき
 - 二 失踪者が現に日本国内に住所を有するとき又は日本の国籍を有するとき

（注1）単位事件類型としての「失踪の宣告に関する審判事件」とは、失踪の宣告の審判事件（家事事件手続法別表第1の56の項）及び失踪の宣告の取消しの審判事件（同法別表第1の57の項）をいう。なお、本部会資料において、家事事件手続法等国内法の規定を引用して説明することがあるが、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注2）「失踪者」とは、わが国の民法上の失踪の宣告又は外国等の法制におけるこれに相当する判断を受けた者をいう。

(補足説明)

1 部会資料4-3における提案からの変更点

失踪の宣告の審判事件の例外的管轄原因についての規律(部会資料4-3第1の本文②)及び当該管轄原因によって管轄が認められる場合における失踪の宣告の審判の効力についての規律(部会資料4-3第1の本文③)を併せるとともに、新たに、管轄原因と失踪の宣告の審判の効力が及ぶ範囲につき対応関係を明らかにする規律を加え、全体を本文②とした。

これに伴い、失踪の宣告の取消しの審判事件特有の管轄原因についての規律(部会資料4-3第1の本文④)を本文③とした。

(参考) 本文①における「日本の国籍を有していたとき」及び本文③の二における「日本の国籍を有するとき」とは、重国籍である者であっても国籍のうちの1つが日本国籍であればよいことを前提としている。

2 検討すべき論点

失踪の宣告の取消しの審判事件の国際裁判管轄に関して、当該審判の効力が及ぶ範囲を限定する旨の規律は、これを設けないこととすることでよいか。

(参考) 従前の部会の議論においては、上記の内容の規律を設けることを積極的に支持する意見はなかった。

(参考) 外国裁判所がした失踪の宣告の裁判の我が国における承認可能性については、現行法のもとでは解釈に委ねられている。承認要件のうち、法の適用に関する通則法第6条第2項に対応するものとして間接管轄が認められた場合、外国裁判所がした裁判の効力は当該外国に所在する財産などに限定されたものとして承認されることから、我が国に所在する財産などについて確定的な処理をしようとする場合、改めて我が国の裁判所による失踪の宣告の審判を受ける必要があるとの指摘がある。

第2 不在者財産管理事件

裁判所は、不在者の財産の管理に関する審判事件(注)について、不在者の財産が日本国内にあるときは、当該財産についてのみ、管轄権を有するものとする。

(注) 単位事件類型としての「不在者の財産の管理に関する審判事件」とは、不在者の

財産の管理に関する処分に係る審判事件(家事事件手続法別表第1の55の項)をいう。

(補足説明)

1 部会資料4-3における提案からの変更点

部会資料4-3の第2における提案と同じく、「不在者の財産が日本国内にあるとき」を管轄原因としつつ、裁判所は、当該財産についてのみ、不在者の財産の管理に関する処分の審判をすることができるものとする旨の規律を提案している。

2 検討すべき論点

(1) 「不在者の最後の住所地」を管轄原因とすることについて

不在者の最後の住所を管轄原因とすることを前提に、不在者の財産の管理に関する処分の審判の効力を当該不在者の財産全体に及ぶべきものとして考えるべきであるとする意見や、遺産分割を念頭に、被相続人が日本人であり遺産に含まれる財産が全て外国に所在する場合についても、我が国で不在者財産管理人を定める実務上の必要性があるとする意見があったが、日本で管理人を選任しつつ日本には管理する財産がないという状況が現実的に想定されるかという点は検討の必要があり、不在者の最後の住所地に管轄を認めることは過剰管轄であるとする意見もあった。なお、不在者財産管理事件について規律を設けるとするならば、遺産の管理や遺産分割に係る事件が含まれないものとして規律を設けるべきであり、遺産の管理や遺産分割に係る事件については、単位事件類型として相続関係事件に含まれるようにすべきである、との指摘もあった。

「不在者の財産の所在地」のほかに、「不在者の最後の住所地」を管轄原因とすることについて、どのように考えるか。

(参考) 我が国に不在者の最後の住所地すらない場合を念頭に置き、不在者に関する法律関係が日本法によるべきなどの日本に関係がある場合にも我が国の管轄権を認め、審判の効力は我が国全体に及ぶものとするべきであるとする意見もあった。

(2) 審判の効力の及ぶ範囲について

「不在者の財産の所在地」を管轄原因とすることについては、消極的な意見はなかった。

もっとも、「不在者の財産の所在地」であることを理由に管轄が認められた場合の、不在者の財産の管理に関する処分に係る審判の効力については、当該財産の所在地にのみ及ぶとすることが合理的であるとする意見があっ

た一方で、不在者の財産の一部が外国に所在する場合はよくあることを理由に、審判の効力を限定することを消極とする意見があった。

「不在者の財産の所在地」であることを理由に我が国の管轄権が認められた場合に、不在者の財産の管理に係る処分の審判の効力の及ぶ範囲を、「当該財産についてのみ」と限定することの是非について、どのように考えるか。